

令和6年9月定例会会議録

令和6年豊郷町議会9月定例会は、令和6年10月2日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

11 番	河 合 勇
------	-------

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝
上 下 水 道 課 長	中 山 圭 史

教 育 次 長 西 山 喜 代 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長 森 本 智 宏
書 記 喜 多 博 紀

5、提案された議案は次のとおり

- 議第55号 豊郷町税条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第58号 令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）
《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第59号 令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第60号 令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第61号 令和6年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第62号 令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第63号 令和5年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について
《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第64号 令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第65号 令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第66号 令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第67号 令和5年度豊郷町水道事業会計決算認定について
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第68号 令和5年度豊郷町下水道事業会計決算認定について
《総務産業建設常任委員会委員長報告》

議第69号 豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

委員会の閉会中の継続調査申し出について

(議会運営委員会)(総務産業建設常任委員会)(文教民生常任委員会)

(予算決算常任委員会)(議会広報常任委員会)

村岸議長

皆さん、おはようございます。

ただいまより9月定例会を再開いたしますが、本日、11番、河合議員より欠席届が出ております。よろしくお願いいたします。

それでは、これより9月定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

(午前8時58分)

最初に、留意事項をご説明いたします。

会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようよろしくお願いいたします。

また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を厳に慎んでくださるようお願いいたします。

なお、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。

会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、本田清春君、5番、辻本勇君を指名いたします。

日程第2、議第55号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業

建設常任委員長

議長。

村岸議長

前田委員長。

前田総務産業

建設常任委員長

皆さん、おはようございます。

総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る9月9日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第55号豊郷町税条例の一部を改正する条例案について、去る9月17日、委員5名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第55号の審議では、所得税法第78条第2号、第4号に規定する公益信託の信託財産とするためとあるが、この規定はどういう規定なのか、また公益信託の信託財産とは具体的にどのようなものが想定されているのか、個人の寄附は

想定されていないのかについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより常任委員会委員長の報告について質疑を行います。

議 員 なし。

村岸議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第55号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第55号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第55号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議第58号令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)から日程第7、議第62号令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤予算決算常任委員会委員長。

西澤予算決算

常任委員長 議長。

村岸議長 西澤委員長。

西澤予算決算

常任委員長 おはようございます。

議第58号予算決算常任委員会の報告をいたします。

去る9月9日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第58号令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)について、去る9月12日、13日、委員全員出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議において、総務課では、普通交付税について、豊郷小学校旧校舎管理基金繰入金について、減債基金繰入金について、臨時財政対策債について、一般管理

費の弁護士費用、旧校舎管理の修繕等工事費請負費について、企画課では、企画の委託料と修繕料、電子予算管理の電算費用備品について、税務課では、町民税の減額補正について、住民生活課では、清掃総務費の修繕料について、保健福祉課では、社会福祉総務費の国庫支出金返還金について、老人福祉費について、障害福祉費の国庫支出金の返還金について、医療保険課では、介護保険事業特別会計繰入金について、雑入の後期高齢者医療広域連合負担金返還金について、産業振興課では、農業振興費について、地域整備課では、土木費分担金について、不動産売払い収入について、道路維持費について、人権政策課では、児童館費の修繕料について、公営住宅管理費、改良住宅管理費について、三ツ池集会所施設費について、教育委員会では、愛里保育施設費、豊郷小学校管理費について、日栄小学校管理費、中学校管理費についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出なく、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

以上、予算常任委員会報告といたします。以上です。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、中島文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生
常任委員長 議長。

村岸議長 中島委員長。

中島文教民生
常任委員長 それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る9月9日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第59号令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議第60号令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、去る9月18日、委員6名全員出席の下、町長、課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第59号の審議では、運用基金の残高について、医療給付費の減についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

次に、議第60号の審議では、介護給付費交付金について、第1号被保険者保険料還付金の補正に係る件数についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業
建設常任委員長

議長。

村岸議長

前田委員長。

前田総務産業
建設常任委員長

総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る9月9日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第61号令和6年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)及び議第62号令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)について、去る9月17日、委員5名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第61号の審議では、100万7,000円の減額補正は設計入札残か、繰り出し基準から外れたと説明があったが、その分の財源は自己財源かについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

次に、議第62号の審議では、雨水処理負担金に充当される起債が基準から外れたとはどういうことなのか、当初予算の編成時点ではなぜ分からなかったのかについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

村岸議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議 員

なし。

村岸議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第58号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員

なし。

村岸議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第58号令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第58号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第59号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第59号令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第59号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第60号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第60号令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第60号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第61号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第61号令和6年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第61号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第62号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第62号令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第62号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議第63号令和5年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、議第68号令和5年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてまでを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤予算決算常任委員会委員長。

西澤予算決算

常任委員長 議長。

村岸議長 西澤委員長。

西澤予算決算

常任委員長 それでは、予算決算常任委員会報告をいたします。

去る9月9日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議第63号令和5年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について、去る9月12日、13日に委員全員出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議では、全体の課を通して、歳入では、税及び料の徴収と滞納者への対応について、使用料等の実績などについて、不納欠損について、歳出では、報酬、報償費、補助金や負担金、委託費、修繕料等の内容、内訳及び実績などが質疑されました。

各課での審議において、主な質疑事項としましては、総務課では、森林環境譲与税について、地方消費税交付金について、地方特例交付金について、教育給付金について、財政調整基金繰入金について、繰越金について、交通対策費について、明るい選挙推進費について、災害対策費について、企画課では、総務費給付金について、地域づくり推進事業について、税務課では、個人住民税について、固定資産税について、弁償金について、住民課では、衛生下水道環境対策費について、じんあい処理費について、し尿処理費について、保健福祉課では、民生費

使用料、老人福祉費について、医療保険課では、高額療養費貸付金元利収入、国民健康保険費について、産業振興課では、農業総務費について、農業振興費について、いきがい協働センター施設費について、企業内人権啓発推進事業補助金について、地域整備課では、農地費について、道路維持費について、河川維持費について、人権政策課では、民生費使用料について、土木使用料について、民生費補助金について、不動産売払い収入について、住宅新築資金等貸付金元利収入について、人権対策費の報償費について、大町老人憩いの家の管理費について、隣保館施設費について、児童館費について、教育委員会では、給食事業費について、幼稚園費について、教育費国庫補助金について、文化財保護費についてなどが質疑されました。

質疑終了後、反対討論の申出があり、採決の結果、賛成多数で認定することと決しました。

以上、予算決算常任委員会報告といたします。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、中島文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生

常任委員長 議長。

村岸議長 中島委員長。

中島文教民生

常任委員長 それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

去る9月9日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第64号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第65号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてならびに議第66号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、去る9月18日、委員6名全員出席の下、町長、課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第64号の審議では、資格証明書、短期保険証、滞納処分による差押え、分納誓約の各実績について、一般被保険者保険税還付金の実績について、人間ドック、脳ドック実施助成事業補助負担金及び保険事業等保険者の支援負担金の実績についてなどが質疑されました。

質疑終了後、反対討論及び賛成討論の申出があり、採決の結果、賛成多数で認定と決しました。

議第65号の審議では、居宅介護サービス給付金おける介護サービス分野の伸びについて、介護保険のかからない予防方法、事業についての質疑があり

ました。

質疑終了後、反対討論及び賛成討論の申出があり、採決の結果、賛成多数で認定と決しました。

議第66号では、特別徴収保険料の人数及び第2号保険者の人数について、後期高齢者医療広域連合納付金の給付費、または被保険者に応じて増減されるのかなどが質疑されました。

質疑終了後、反対討論の申出があり、採決の結果、賛成多数で認定と決しました。

以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

村岸議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業

建設常任委員長

議長。

村岸議長

前田委員長。

前田総務産業

建設常任委員長

総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る9月9日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第67号令和5年度豊郷町水道事業会計決算認定について及び議第68号令和5年度豊郷町下水道事業会計決算認定について、去る9月17日、委員5名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第67号の審議では、営業収益が収益費用明細書と審査意見書の金額に相違がある理由について、漏水還付の件数と金額について、特別損失の内容について、固定資産のひもづけ業務は配管の情報、設備台帳の更新、固定資産情報の取組を行った上で、固定資産情報と配水管情報をひもづける業務と読めるが、その対象と現在の進捗状況について、ひもづけ業務の中で照合により問題等は発見されていないか、水道メーターへの交換は計画を持って8年ごとの交換をしているが、令和5年度はどの地域を実施して、今年度はどの区域を交換する予定か、水質調査の方法と箇所数及び年間の回数について、また末端の箇所はどこで個人の家屋にあるのか、水質の結果はどうだったのかについて、試掘した井戸の今後予定している計画の見通しについて、北部の上水道から試掘している井戸までは距離があり、工事の方法によっては莫大な事業費がかかると推測されるが、方法も含めての計画はこれからのかなど、質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で認定することと決しました。

次に、議第68号の審議では、雨水流出解析調査委託について、雨水対策は何年か前に調査した結果、町内の川での雨水流出量が十数年前と変わっているとの報告がありました。また、以降、対策を計画的に実施したことによって、以前よりも改善されたとの報告も受けたが、雨水流出解析調査は今も行われているかどうか、実施しているのであれば、どの河川区域の解析調査か、下水道基礎資料構築作業委託とは具体的に何を委託しているのか、経常収支比率が前年度に比べて4.29%マイナスになった原因について、有収水量が減っている理由、流動比率が下水道でマイナス11.96%のことだが、担当課は認識しているのか、料金水準を上げる考えがあるのか、経営自体は経常利益を上げており、安定しているように見えるが、現金預金が毎年度減少している状況にあり、予測外的な支出がなされているとあるが、具体的には何を示しているのかなど質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で認定することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会報告といたします。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第63号の討論を行います。討論はありませんか。

本田議員 はい、反対討論。

村岸議長 討論の申出があります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

本田議員 議長。

村岸議長 本田清春君。

本田議員 議第63号令和5年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

町内を回ってみますと、町民から生活が苦しくなった、教育費が高くて大変だという声がよく聞かれます。また、社会保険が高額になり、健康や生活を支えるどころか、生活を圧迫していると体感されているようです。私たちは3月議会において、住民の社会保障、教育の充実のために、一般会計予算に対する修正動議

を提出いたしました。

その内容は、民生費の中で老人福祉費を増額し、介護認定者激励金として年間で、要支援1、2が1万円、また要介護1、2が3万円、要介護3、4、5の人に対して5万円を予算として組み込むこと、さらに児童福祉費等を増額して、待機児童解消補助金をつけること、町内私立保育園で待機児童を受け入れていただき、その補助金として300万円を予算化することです。一方、教育費では、教育振興費を増額し、高校、専門学校、大学生に対する給付型奨学金制度をつくっていくことです。社会保険としては、介護保険料を引き下げることが可能であることを示し、予算の修正を求めてまいりました。いずれも町民の生活を応援し、高校生以上で学ぶ子どもへの生活支援でもあります。

こうした町民の生活を直接支援する予算を提起したにもかかわらず、本予算が執行されてきており、議第63号令和5年度一般会計歳入歳出決算認定についての反対討論といたします。

以上です。

村岸議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第63号令和5年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第63号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、議第63号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第64号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 12番、反対討論。

村岸議長 討論の申し出があります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 議長。

村岸議長 今村恵美子君。

今村議員 それでは、議第64号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

物価高騰で国民の暮らしが大変なとき、自営業者、フリーランス、年金生活者、

健康保険非適用の労働者が加入する国民健康保険の高過ぎる国保税の引下げは急務です。

以下、問題点を4点指摘いたします。

1点目、全国知事会の提言も踏まえ、国、都道府県の公費負担を増やし、世帯員の数に応じてかかる均等割、また各世帯に定額でかかる平等割をなくし、国保税を協会けんぽ並みの保険料、協会けんぽの保険料の約2倍が国保税となっておりますが、せめて、協会けんぽの保険料まで引き下げるべきだと考えます。

2点目、国による保険料の免除制度をつくるべきです。今は法定軽減がありますが、ヨーロッパでは、所得が一定基準以下の場合には保険料を免除する、こういったことが取り組まれております。そういった面で町でも国に先駆けてやっていただきたい。

3点目、無慈悲な保険証の取上げ、強権的な差押えはやめるべきです。国民健康保険制度というのは、戦後、国民皆保険制度として、憲法25条の全ての国民が文化的で、そして最低限度の暮らし、生活を営む権利があるという規定を基に、国の社会保障の向上の義務づけをしています。そういった面で、このような保険証の取上げや、そして差押えなどはやめるべきです。

また、次、4点目、今、国保の都道府県化を利用した、さらなる国保税の値上げはするべきではありません。町にある国保の基金、また一般会計からの繰入れを実施して、値上げはするべきではないと考えます。自公政権は、自治体独自の国保税の軽減をやめさせようとしています。これではさらなる値上げを押しつけるだけで、住民本位の国保行政にはなりません。町政においても、国や県に対して、国保世帯の命と暮らしを守る、こういった意見書をぜひとも国や県にも上げていただきたいと考えます。

以上の理由をもちまして、議第64号、この決算については認定できないという反対の討論といたします。

村岸議長 ほかに討論はありませんか。

西澤議員 賛成討論。

村岸議長 本案に対する賛成討論を許します。

西澤議員 議長。

村岸議長 西澤博一君。

西澤議員 では、議第64号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の根幹であり、他の医療保険制度に加入されていない全ての住民の方を対象にした保険制度であります。令和5年度決

算は、歳出において保険給付費が歳出全体の7割を占めており、中でも医療費は6割を占めております。これらの給付費は県からの交付金で賄われているとはいえ、大きな負担となっております。本町においても、疾病の早期発見と予防対策、特定健診受診率の向上、国民健康保険事業特別会計の安定と保険税の徴収の強化、その上で、歳入では、県支出金、財産収入等あり、歳出においては、1、総務費、2、保険給付費、3、国民健康保険事業給付金、4、共同事業拠出金、5、保健事業等費、6、基金積立金、7、諸支出金などが国民保険加入者の方々にきめ細かく適正に執行されていることから、議第64号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、加えて、引き続き安心して医療が受けられるように、被保険者の健康保持、増進のための保健事業を推進していただくよう強く要望いたしまして、今回の議第64号令和5年度豊郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成といたします。

村岸議長　ほかに討論はありませんか。

議　　員　なし。

村岸議長　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第64号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第64号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、多数）

村岸議長　起立多数であります。よって、議第64号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第65号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員　議長、反対討論。

村岸議長　討論の申出があります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員　議長。

村岸議長　今村恵美子君。

今村議員　議第65号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

この間、コロナ禍、物価高騰と近年、高齢者の貧困が広がっている状況です。そして、介護保険制度は、高過ぎる保険料、利用料で、保険あって介護なしと言われる制度となってしまっています。これを改善するには、まず国庫負担を、今、

現行国庫負担は25%ですが、これを引き上げる、そして介護保険料の引下げ、利用料の軽減を実行するべきではないかと考えます。

また、豊郷町の場合、介護保険料は、本人住民税非課税が65歳以上の約6割とあり、町独自の保険料、利用料の軽減が必要です。介護職の報酬は全産業平均よりも月8万円も低いという実態調査が、そういった状況があり、やはり若い職員の離職や介護職の就職は資格を取っても就職しない、こういった中で、深刻な人手不足が続いています。この改善をするためには、国が決める介護報酬を引き上げる、このこととともに、そのためにも、町も国に対し意見書等を上げるべきではないでしょうか。

豊郷町で老後を安心して、必要なときに介護サービスが受けられるという制度で、この制度は発足20年たちましたが、現状では、高くて利用ができない、施設から退去して帰ってくる、また訪問介護に関しても、受けたいけれども、お金がない、こういった人たちも増えています。こういったことに対して、町の独自の施策というのがまだまだ足りません。

以上の点を指摘して、反対といたします。

村岸議長

次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤議員

議長。

村岸議長

西澤博一君。

西澤議員

それでは、議第65号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

介護保険制度とは、介護が必要な高齢者の自立支援や介護をする家族の負担軽減を目指し、介護を社会全体で支え合うことを目的として設立された保険制度であります。2000年に介護保険制度が導入され、20年以上が経過した今、当時の社会情勢と現在の社会情勢を鑑みると、少子高齢化によって、介護を必要とする高齢者が増え続けているのが現状であります。本町において、保険料を所得に応じてご負担いただいているために、13段階の保険料の細分化を行っていたところであります。

①総務費の介護認定審査会費、事業計画策定費、②保険給付費の介護サービス等諸費、③保険給付費の高額医療合算サービス、特定入所者介護サービス、④地域支援事業費の一般介護予防事業費、包括的支援事業費、それぞれの生活に実施した介護保険サービスや高齢者福祉施策との連携で社会参画の支援をされてきた。また、今後、安定的な介護保険事業の運営のため、基金を保留するなど、今後を見据えた上で、適正な介護事業運営をされるように考えます。

よって、議第65号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認

定について、賛成といたします。

以上です。

村岸議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

議第65号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第65号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、議第65号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第66号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 はい、反対討論。

村岸議長 討論の申出があります。

これより討論に入ります。

まずは、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 議長。

村岸議長 今村恵美子君。

今村議員 議第66号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、国保や健保の加入者が75歳になった途端、それまでの公的医療から切り離され、独立した制度に囲い込まれる世界に例のない差別的な仕組みで、即刻廃止すべきです。また、2年ごとに保険料を改定し、上げが続き、物価高騰で実質年金が下がる中、年金天引きで保険料が大きな負担となっています。窓口負担についても原則1割を一部2割へと引き上げ、さらには原則2割への動きもあり、高齢者を苦しめる制度であり、直ちに廃止をし、元の老人保健制度に戻すべきであり、反対といたします。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤議員 議長。

村岸議長 西澤博一君。

西澤議員 議第66号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

後期高齢者医療事業の令和5年度決算は適正に運営されています。今後ます

まず被保険者の増加が見込まれることから、引き続き安心して医療が受けられるように、適正な保険料の収納確保に努めていただくよう強く要望して、賛成といたします。

村岸議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第66号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第66号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、議第66号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第67号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第67号令和5年度豊郷町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第67号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第67号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議第68号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第68号令和5年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第68号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第68号は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第14、議第69号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を

議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第69号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律及び関係法令が改正され、本年12月2日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。どうぞご審議のほどをよろしくお願い申し上げまして、提案説明といたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 12番。

村岸議長 12番、今村恵美子君。

今村議員 議第69号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして、ただいま町長より説明がありましたが、3点質疑を行います。

これはマイナンバー法等の改正、国の改正によって、紙の保険証、町が発行した保険証を12月2日で廃止するという条例整備になっておりますけれども、マイナカードは、取得は国の段階でも任意の制度ですから、豊郷町でも約7割の方がマイナカードを取得しておられますが、現時点でマイナ保険証の取得率は豊郷町では何%、このマイナカードを取得した中で何%ぐらいがこのマイナ保険証を作られましたか。これが1点目。

2点目は、この12月2日でこの保険証を廃止すると。紙の保険証は一応廃止するけれども、その後、マイナ保険証を持っておられない方に対して、資格確認書を発行する、この町の事務が政令などで規定されておりますが、この手順はどういうふうになされるのでしょうか。高齢者の方々は本当にお医者さんに行って、紙の保険証でしたら、それをぽんと医療機関に渡せば、それで診察が受けられるからいいんですけれどもこのマイナ保険証を作っていない高齢者の皆さんとか、またそのほかの皆さんとか、自分の誕生日までは今の紙の保険証は有効だと言っていますが、その後、その資格確認書というのは、町としてはどのように発行の事務手続を行うのでしょうか。それから、保険証の滞納者の形態はいろいろありますけど、短期保険証や資格証明書等の人たちは、これによってどう変わるのでしょうか。

それと3点目は、入院なんかされると限度額認定証を、担当課に行けば証明書を作ってすぐ頂けるんですけど、病院にも出せるんですけど、これはマイナ保険証

を作っておられない方はどのような手続になるのか。きっと混乱が生じると思うので、この町の事務処理はどういうふうになっているのか、説明を求めます。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

マイナ保険証の取得率でございますが、令和6年6月末現在ではございますが、国民健康保険の加入者につきまして62.38%となっております。

資格確認書、マイナ保険証を作っていない方につきましては、今現在、保険証をお持ちされている方につきましては、令和6年8月1日から令和7年、原則的には令和7年7月31日までの有効期限の保険証をお持ちされているところでございます。よって、令和7年7月31日までは、今現状の保険証をお使いいただけるところでございます。また、それ以降、令和7年8月1日以降につきましては、こちらの方からマイナンバーとマイナ保険証としてひもづけされていない方につきましては、資格確認書の方をお送りさせていただくところでございます。また、マイナ保険証として現在利用されている方につきましては、70歳の到達であったりとか、資格の確認をされた際には、資格情報のお知らせを配布させていただく予定であります。

また、資格証明書、短期被保険者証の今現状持ちの方につきましても、特別療養費という制度になりますので、そちらの適用にはなってまいりますが、短期被保険者証におかれましては、納付誓約によって納付されている方につきましては、国からの詳細な通知等がまだ示されていないところもありますので、詳細なことはお伝えできませんが、基本的には1年以上滞納されている方につきましては、特別療養費という形での制度移行になります。

以上でございます。

今村議員 限度額認定証は。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 すみません。失礼いたしました。

限度額認定証につきましては、マイナ保険証を持ちの方につきましては、マイナンバーカードをカードリーダーにかざしていただきまして、同意の方をされてきましたら、限度額認定証としてそれを使うことができます。

また、マイナ保険証としてご利用されていない方につきましては、資格情報のお知らせなどに限度額認定証を載せるかどうかというのを判断させていただきながら対応させていただきたいと思っておりますし、限度額認定証にマイナカードを

お持ちではない方につきましては、申請によるものと、申請によって限度額認定証が必要、限度額認定証に資格確認書に載せるかどうかの判断が必要となってまいります。

以上です。

今村議員 議長。

村岸議長 再質疑。今村さん、この議第69号の14条についての質問もお願いしたって、14条がメインになっていますので。

今村議員 その辺は。

村岸議長 それですので、これを認めるか認めんかですので、ほかのことがあれば、また個々に調べてもらうとか、そういうなんをしてもうても結構ですので、これやってください。お願いします。

今村議員 14条の部分は規定で見ましたが、やはり、これは紙の保険証の、先ほど町長が申したように、マイナンバー法等の改正による行政手続法の改正の中での国保の改定が主たるものだということを、各議会の中ではそれが一番の問題になっております。ですから、私は再度、やっぱり町民の皆さんが、特に高齢者の皆さんがこういう急速なデジタル化で混乱を生じないための事務処理は、町としては、今後も保険証の新しいのを送ってきたときにそういうことも書いてありましたが、高齢者に対してはもっと親切丁寧にこういうふうになる、またこういう手続も必要ですよとか、いろんなことをもっと進めていただきたいので、担当課の方にそういうことをよく判断していただけるために質問をしております。

この保険証が、今でも国保の6割の人がひもづけしたと言われても、全国的にはその中の1割も、それを診療機関で使用していないという実態調査も出ているので、そのことについて、町としては、これは、今日、国の施策は早々と決めたから拙速だと思いますが、高齢者の皆さんとか、やっぱりそういうデジタル化になじめない方たちに、いかに今後、12月2日からそういう制度変更があるとしても、スムーズに皆さんが理解できるような啓発、また説明などは今後もされていくんでしょうか。これ、最後ね。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質疑にお答えさせていただきます。

おっしゃいますように、デジタルに不慣れな方もいらっしゃいますので、お電話等をされた方につきましてはそのときにお答えさせていただきますし、窓口に来てくださったときにも丁寧に説明させていただきたいと思っております。また、広報等でもお知らせさせていただきたいと思っております。

村岸議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

村岸議長 鈴木勉一君。

鈴木議員 この旧と新の条例の対比文書を見ますと、例えば旧では被保険者の返還を求められて応じない場合は10万円以下の過料を科すことになっておるんですが、新の方ではその分が削除されているんですが、これ、返還しない場合は、これに適用されないということになるんですか。ちょっと新ではその部分が削除されていますので、その点だけ教えてください。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

12月2日より被保険者証がなくなりますので、被保険者証の返還を求められても応じない場合という、被保険者証の返還というのがなくなりますので、新の方で削除の方をさせていただいているところでございます。

以上です。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 失礼いたしました。

鈴木委員のご質疑にお答えいたします。

保険証そのものがなくなりますので、被保険者証の返還を求めることはございませんので、削除の方をさせていただいた関係で、新の方には上がってこない状況でございます。以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再質問、鈴木勉一君。

鈴木議員 そうなると、もう紙の保険証がなくなるんですね。それは分かります。だから、そこはそこにある。今のマイナ何かとかというのは、それは保険証とは言わないんですか。これは何と呼ぶんですか。12月から紙の保険証がなくなるから、それは返さなくてもよくなるから、この項が削除された。それは理解できました。今、新しいマイナ何かという保険証は、それは、じゃ、保険証とは言わないんですか。それは返さなくてもいいという場合があるということになるんですか。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

今現在、マイナンバーカードに保険証をひもづいている方につきましては、マ

イナ保険証とお呼びさせていただいているところでございます。略称で呼ばせていただいております。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を使っただけになりますし、それでは、お持ちではない方につきましては、ひもづけされていない方につきましては、資格確認書という紙の資格を確認するもの、それで医療にかかっているものを交付させていただきます。保険証自体はなくなりますということです。

以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再々質問、鈴木勉一君。

鈴木議員 質疑です。3回目の質疑で終わりますので。

となりますと、私も、例えば来年、何も保険証を持っていませんので、そうすると、来年8月から資格確認書もらうわけですから、その資格確認書はこれですと返さなくても別に。今までは返さなかったら10万円の過料がありますが、今度、資格確認書は保険証に代わるものだという国の説明ですね。その資格確認書は来年8月から、例えば私が資格確認書を取ろうとするじゃないですか。そうすると、それは保険証に代わるものなんですね、国の説明では。すると、それはこのままだと返さなくても別に、従来は10万円の過料が科せられたけども、今回からは資格確認書は返さなくても過料はかからないということになるのですか。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

国民健康保険法に基づきまして、被保険者証の返還を求めます関係で10万円の過料が法として定まっております。それで引用しております関係で、今回の方は削除させていただいているところでございます。

また、今回、マイナ保険証、マイナンバーカードに保険証の機能としてひもづけされていない方につきましては、資格確認書の方を保険者が発行させていただきます。こちらにつきましては、有効期限1年間のものを、ひもづけされていない方につきましては、お送りさせていただくところでございますが、こちらにつきましては、返還の定義がございませんので、返還いただくことはございません。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第69号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 反対討論。

村岸議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員 議長。

村岸議長 今村恵美子君。

今村議員 議第69号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について。従来の保険証が今回、令和6年12月2日に廃止をされるという、国が法律改正により、こういうことが起こっております。しかし、国民皆保険制度として発足した国民健康保険法の目的をこれは空洞化するものと言えます。憲法25条の生存権に対して、このマイナ保険証を全員が持たないうちから、マイナ保険証に強行するようなこういう国のやり方というのは、国民の生存権、社会保障の向上とかは国の責務としてありますが、こういったことに著しく反する行為です。

また、マイナ保険証を持っていない場合、資格確認書の交付はされますが、こういったことは、町政においても二重業務も増えてまいります。こんなことをするぐらいだったら、しばらく猶予をして実施を先送りにする、こういったことは自民党の総裁選でも言われていた候補者もいました。デジタル庁がそういうことを言って一方的に日にちを決めてしまったこの問題、このようなマイナ保険証への移行に係る国費の無駄遣い、また事務の煩雑化、医療機関などの反対表明なども考慮した場合、国の早急な法改正は国保世帯への混乱と不要な手続に追い込まれ、安心して医療が受けられなくなる、こういった懸念が多分にあります。従来の紙の保険証を存続すべきです。よって、反対といたします。

村岸議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤議員 議長。

村岸議長 西澤博一君。

西澤議員 議第69号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、賛成討論を行います。

町長からの説明とまた担当課の説明等、細かく説明がありました。これは国から下りてきた施策であります。また、第14条の旧と新は新しくなっておりますので、おおむね理解できると思いますので、私は賛成といたします。

村岸議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第69号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を採決

いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

日程第15、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は、議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は、予算決算、委員会研修について、議会広報常任委員会は、広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会の委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会の委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。

本日の会議を閉じます。これにて令和6年9月第3回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時15分 閉会)

